

令和7・8年度小規模修繕業者名簿登載申請の手引き（随時申請）

令和7・8年度に相模原市が発注する小規模修繕の業者名簿に登載を希望される方は、下記事項に注意のうえ、名簿登載資格審査に必要な書類を作成し、提出してください。

この業者名簿は、契約課以外の各担当課において、250万円以下の簡易な修繕等の発注に際し、見積り等を依頼する業者選定の参考にするものです。

なお、事業の特性を考慮し、当該名簿登載者のみでは競争性が確保できないと判断した場合は、当該名簿に登載のない他の業者を含めた見積合せを実施することもあります。

かながわ電子入札共同システムにおける入札参加資格認定申請（工事）との重複申請はできません。また、本市の入札に参加することはできませんので、あらかじめご了承ください。

なお、名簿に登載された場合でも、業者の選定や契約を約束するものではありませんのでご了承ください。

提出要領

1 申請書の提出方法

●郵送又は契約課窓口持参による提出の場合

※土日、祝日は窓口持参による提出はできませんのでご注意ください

提出要領を確認のうえ、必要書類を全て揃えて提出してください。

あて先 〒252-5277

相模原市中央区中央2丁目11番15号 相模原市役所 契約課

※郵送で提出する場合は、9ページを切り取ってご利用ください。

●専用サイトからの提出の場合

下記 URL から必要書類を揃えた上でまとめて提出ください。

専用サイト URL: <https://logoform.jp/f/q4kvN>

上記のいずれの提出方法によらず、次の日程で申請を受け付けます。

申請期間(必着)	審査基準日	名簿登載日
令和7年3月11日～令和7年4月10日	令和7年2月1日	令和7年5月1日
令和7年4月11日～令和7年5月10日	令和7年3月1日	令和7年6月1日
令和7年5月11日～令和7年6月10日	令和7年4月1日	令和7年7月1日
令和7年6月11日～令和7年7月10日	令和7年5月1日	令和7年8月1日
令和7年7月11日～令和7年8月10日	令和7年6月1日	令和7年9月1日
令和7年8月11日～令和7年9月10日	令和7年7月1日	令和7年10月1日
令和7年9月11日～令和7年10月10日	令和7年8月1日	令和7年11月1日
令和7年10月11日～令和7年11月10日	令和7年9月1日	令和7年12月1日
令和7年11月11日～令和7年12月10日	令和7年10月1日	令和8年1月1日
令和7年12月11日～令和8年1月10日	令和7年11月1日	令和8年2月1日
令和8年1月11日～令和8年2月10日	令和7年12月1日	令和8年3月1日
令和8年2月11日～令和8年3月10日	令和8年1月1日	令和8年4月1日
令和8年3月11日～令和8年4月10日	令和8年2月1日	令和8年5月1日
令和8年4月11日～令和8年5月10日	令和8年3月1日	令和8年6月1日
令和8年5月11日～令和8年6月10日	令和8年4月1日	令和8年7月1日
令和8年6月11日～令和8年7月10日	令和8年5月1日	令和8年8月1日
令和8年7月11日～令和8年8月10日	令和8年6月1日	令和8年9月1日
令和8年8月11日～令和8年9月10日	令和8年7月1日	令和8年10月1日

令和8年9月11日～令和8年10月10日	令和8年8月1日	令和8年11月1日
令和8年10月11日～令和8年11月10日	令和8年9月1日	令和8年12月1日

※申請期間外の提出については、受付せず返却いたしますので、必ず申請期間中に書類を提出いただきますようお願いいたします。

2 登載の有効期間

名簿登載日から令和9年3月31日まで

3 申請者の資格

次の事項に該当していることを要します。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 引き続き1年以上その事業を営んでいる者(同種の営業を引き続き1年以上営んでいる者と同様の事情(組織変更、合併等)にあると認められる者を含む。)
- (3) 国税及び地方税(特別徴収税額納入金を含む。)を完納している者
- (4) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入義務がある場合、加入している者
- (5) 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号)に規定する暴力団員などに該当しない者
- (6) 相模原市内に主たる事業所(個人事業主の場合は住所登録及び主たる事業所)を有する者
- (7) 希望する業種を履行するにあたって、法令の定めにより必要となる許可、資格等を有する者
- (8) 相模原市競争入札参加資格者名簿(工事)に登載されていない者

(参考) 地方自治法施行令第167条の4

- 1 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
 - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - (7) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

4 提出書類一覧

市様式については、相模原市ホームページ（トップページ>産業・ビジネス・>入札・契約>（4）各種様式>競争入札参加資格認定申請等 もしくは、ホームページ右上にある検索する部分にて、”1003471”と入力し検索）にて小規模修繕業者名簿登載申請様式集が掲載されておりますので、そちらを御使用ください。

番号	提出書類	提出者 (○は全者)	様式	備考
1	小規模修繕業者名簿登載申請書	○	市様式	記載例を申請書に添付しておりますので、御確認ください。
2	納税証明書 ※審査基準日以降に発行されたもの	○	写しも可	別記（3ページ）
3	代表者の身分証明書 ※審査基準日以降に発行されたもの	個人事業者のみ	写しも可	この証明書は、本籍地の市区町村において交付されます。
4	代表者の登記されていないことの証明書 ※審査基準日以降に発行されたもの	個人事業者のみ	写しも可	◆証明事項・・・ <u>成年被後见人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がいずれもないこと。</u> この証明書は、東京法務局において交付されます。詳細は、最寄りの法務局にお尋ねください。
5	雇用保険の加入関係書類	○	写し	最新の領収書の写し等（別記（4ページ））
6	健康保険の加入関係書類	○	写し	最新の領収書の写し等（別記（4ページ））
7	厚生年金保険の加入関係書類	○	写し	最新の領収書の写し等（別記（4ページ））
8	雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書	該当者のみ	市様式	-
9	暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書	○	市様式	-
10	支払金口座振替依頼書及び預金通帳の写し	該当者のみ	市様式	新規申請業者及び振替先変更業者のみ提出してください。
11	110円切手を添付の返信用封筒	※		110円切手を貼り付けしたものを。 審査結果通知の発送に使用しますので、封筒には宛先を記入してください。不足した場合は、受取人払いとして郵送します。 ※申請書等を専用サイトから提出する場合は、メールにて通知を送付いたしますので不要です。
12	提出物チェックリスト (7~8ページ)	○	市様式	他の提出物一式と合わせて頭紙として必ず添付してください。

5 提出書類の作成方法

(1) 納税証明書

①提出を要する納税証明書とその発行機関は次のとおりです。

区分	発行機関	法人	個人
国 税	相模原税務署	納税証明書（その3の3） 「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用	納税証明書（その3の2） 「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用

(注①)税務署で発行される納税証明書の（その3の2、その3の3）とは、法人税（個人事業者の方は所得税）または消費税及び地方消費税の両方の未納の税額がないことの証明書で過去から証明時点まで未納がない場合にのみ一枚の証明書で発行されます。

(注②)税務署で納税証明書を申請する場合には、法人の場合は代表印のある委任状で、納税証明書を申請してください。その際、委任状には、申請の権限を代理人に委任することを記載し、代理人は代理人自身の認印で申請書に押印してください。また、代理人の身分を証明する運転免許証等が必要です。

個人事業者の方は、税務署で納税証明書を申請する場合には、認印、身分を証明する運

転免許証等が必要です。個人事業者も本人以外の方が納税証明書を申請するときは、上記の委任状が必要です。

②相模原市税の納税証明書の提出は、不要です。

市が申請者の同意により、課税状況・納税状況等につき、関係公簿について調査します。

③手形等で預託中のものは、完納とは認めません。

(2) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況を確認するための書類

以下の表を参照していただき、加入状況が確認できる書類（領収書の写し）又は「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書」（所定の様式）を提出してください。

関係書類	内訳	内容
雇用保険の加入関係書類 ○加入義務があれば1を添付、加入義務がなければ2を添付	1 労働局等に納付の場合 <u>①～④のうちいずれか1つ</u> を提出してください	①労働局又は労働保険事務組合発行の労働（雇用）保険料領収書のコピー ※必ず領収印が押印されているものを提出してください ②「労働保険料等に係る口座振替結果のお知らせ」のコピー ※会社名が記載されている宛名面も忘れずにコピーしてください ※「口座振替のお知らせ」（口座引き落としのお知らせ）は領収書ではありませんのでご注意ください ③労働保険料納入証明書 ④納入すべき金額が記載されている通知書と、通知書の記載金額が引き落とされたことが確認できる部分の通帳（又は取引明細書）のコピー（口座振替又はネットバンキングで領収書が無い場合） ※通帳写しの該当する保険料引き落とし以外の部分は黒く塗りつぶすなどしていただいて構いません ・申請日から直近1回分を提出してください ・「労働保険料概算保険料申告書」は領収書ではありませんのでご注意ください
	2 加入義務がない場合	「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書」（所定の様式）を添付
健康保険の加入関係書類 ○加入義務があれば1か2のいずれかを添付、加入義務がなければ3を添付	1 年金事務所又は健康保険組合等に加入の場合 <u>①～⑤のうちいずれか1つ</u> を提出してください	①年金事務所又は健康保険組合発行の保険料領収書のコピー ※必ず領収印が押印されているものを提出してください ②領収済額通知書（口座振替の場合）※名称は健保組合ごとに異なります ※納入告知額通知書（保険料引き落としのお知らせ）は、領収書ではありませんのでご注意ください ③社会保険料納入証明（確認）書 ※全国健康保険協会管掌健康保険の場合 ④健康保険料納入証明書 ※組合管掌健康保険の場合 ⑤納入すべき金額が記載されている通知書と、通知書の記載金額が引き落とされたことが確認でき

		<p>る部分の通帳（又は取引明細書）のコピー（口座振替又はネットバンキングの場合で領収書が無い場合）</p> <p>※通帳写しの該当する保険料引き落とし以外の部分は黒く塗りつぶすなどしていただいで構いません</p> <p>・申請日から直近1回分を提出してください</p> <p>・「健康保険・厚生年金保険新規適用届」は領収書ではありませんのでご注意ください</p>
	<p>2 建設国保組合に加入の場合</p> <p>①、②のうちいずれか1つを提出してください</p>	<p>①建設国保加入証明書（申請日から3ヶ月以内の原本）</p> <p>②健康保険証（会社名の記載されているものに限る）社員全員分の写し</p>
	3 加入義務がない場合	<p>「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書」（所定の様式）を添付</p> <p>※関係機関に確認が必要な場合は、確認した旨を記載の上ご提出ください。</p>
<p>厚生年金保険の加入関係書類</p> <p>○加入義務があれば1を添付、加入義務がなければ2を添付</p>	<p>1 年金事務所に加入の場合</p> <p>①～④のうちいずれか1つを提出してください</p>	<p>①厚生年金保険料領収書のコピー</p> <p>※必ず領収印が押印されているものを提出してください</p> <p>②領収済額通知書（口座振替の場合）</p> <p>※納入告知額通知書（保険料引き落としのお知らせ）は、領収書ではありませんのでご注意ください</p> <p>③社会保険料納入証明（確認）書</p> <p>④納入すべき金額が記載されている通知書と、通知書の記載金額が引き落とされたことが確認できる部分の通帳（又は取引明細書）のコピー（口座振替又はネットバンキングの場合で領収書が無い場合）</p> <p>※通帳写しの該当する保険料引き落とし以外の部分は黒く塗りつぶすなどしていただいで構いません</p> <p>・申請日から直近1回分を提出してください</p> <p>・「健康保険・厚生年金保険新規適用届」は領収書ではありませんのでご注意ください</p>
	2 加入義務がない場合	<p>「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書」（所定の様式）を添付</p>

【注意事項】

- 健康保険、厚生年金保険の領収書の写しについては、原則、申請日から3ヶ月以内の領収書を添付してください。
- 領収書の写しは、保険料の支払いが確認できる下記書類等のいずれかを添付してください。
 - ①領収印が押された領収書
 - ②口座振替した場合の領収済額通知書（領収済通知書は「保険料△△円を金融機関から口座振替により受領しました。日付、印」が記載されているものです。様式は健康保険組合等により異なります。）
 - ③口座振替又はネットバンキングの場合は、納入すべき金額が記載されている通知書と、通知書の記載金額が引き落とされたことが確認できる部分の通帳（又は取引明細書）の写しを併せて添付してください。（通帳の写しの不要な部分は黒く塗りつぶすなどしていただいで構いません。）
- 各保険に加入したばかりで納付実績が無い場合、次の書類を提出してください
 - 雇用保険：雇用保険適用事業所設置届（受付印が押されたもの）の写し
 - 健康保険・厚生年金保険：健康保険・厚生年金保険新規適用届（事業主控）（受付印が押されたもの）の写し

※余白に初回納付時期を記入の上、初回保険料納付後、領収書等を送付してください

6 申請書提出後の注意事項

(1) 変更届

登載申請後、記載内容変更があった場合は、直ちに相模原市小規模修繕業者名簿登載事項変更届（様式第2号）の提出が必要です。提出の際は、変更届と必要書類を添付のうえ、専用サイトからの提出もしくは契約課へ直接持参、または郵送してください。必要書類は、変更届の最終ページに記載しております。

様式は、相模原市ホームページ「産業・ビジネス」→「入札・契約情報」→「申請書ダウンロード（契約関係）」→「その他の書類」→「小規模修繕業者名簿登載申請（変更届）」からダウンロードしてください。

(2) 廃止届

小規模修繕業者名簿登載後、相模原市競争入札参加資格者名簿（工事）への登載の申請や営業を廃止した場合など小規模修繕業者名簿からの登載を廃止する場合は、直ちに相模原市小規模修繕業者名簿登載事項廃止届（様式第3号）の提出が必要となります。提出の際は、専用サイトからの提出もしくは契約課へ直接持参、または郵送してください。

様式は、相模原市ホームページ「産業・ビジネス」→「入札・契約情報」→「申請書ダウンロード（契約関係）」→「その他の書類」→「小規模修繕業者名簿登載申請（廃止届）」からダウンロードしてください。

7 虚偽申請について

申請の内容に虚偽が認められた場合には、名簿登載を取消します。

8 名簿登載資格審査の結果

資格審査の結果については、名簿登載月の初旬頃にメール（専用サイトから提出した場合のみ）もしくは郵送にて通知します。また、登載名簿は市のホームページ等で公表しますので、あらかじめご了承ください。

9 問い合わせ先

相模原市役所 契約課

TEL:042-769-1391（直通）

FAX:042-769-5325

(法人用) 提出物チェックリスト

下表に記載された、提出物の準備ができたかチェック欄にレ点の記載をお願い致します。

なお、本紙は、他の提出物一式と合わせて頭紙として必ず提出をお願い致します。

提出書類	注意事項	チェック欄
小規模修繕業者名簿登録申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登載を希望する業種は10業種以下となっていますか？ ・ 登載を希望する修繕の実績の記載はありますか？ (修繕の実績を見積り等を依頼する際に参考とします。) ・ 修繕(工事)受注状況の「No.」の欄は登録希望業務のNo.と一致していますか？ 	□
納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発行日は審査基準日以降のものでしょうか？ ・ 納税証明書の区分は(その3の3)となっていますか？ (納税証明書(その3の2)は個人事業者用です) 	□
雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 領収書の写しは、<u>保険料の支払いが確認できるもの</u>になっていますか？ ・ 健康保険、厚生年金保険の領収書は、<u>申請日から3か月以内</u>のものでしょうか？ (各保険のうち一つでも加入の義務がない場合) ・ 「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書」を添付していますか？ 	□
暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員等氏名一覧表(第2号様式)の記載も済んでいますか？ 	□
支払金口座振替依頼書及び預金通帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前払い金用の様式になっていませんか？ ・ 預金通帳の写しも添付していますか？ 	□
110円切手貼付の返信用封筒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宛先は記入済みですか？ ・ <u>110円切手</u>は貼りつけていますか？ <p>※専用サイトから申請書等を提出する場合は、不要です。</p>	□

（個人事業者用）提出物チェックリスト

下表に記載された、提出物の準備ができたかチェック欄にレ点の記載をお願い致します。

なお、本紙は、他の提出物一式と合わせて頭紙として必ず提出をお願い致します。

提出書類	注意事項	チェック欄
小規模修繕業者名簿登録申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登載を希望する業種は10業種以下となっていますか？ ・ 登載を希望する修繕の実績の記載はありますか？ （修繕の実績を見積り等を依頼する際に参考とします。） ・ 修繕（工事）受注状況の「No.」の欄は登録希望業務のNo.と一致していますか？ 	<input type="checkbox"/>
納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発行日は審査基準日以降のものですか？ ・ 納税証明書の区分は（その3の2）となっていますか？ （納税証明書（その3の3）は法人用です） 	<input type="checkbox"/>
代表者の身分証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発行日は審査基準日以降ですか？ 	<input type="checkbox"/>
代表者の登録されていないことの証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発行日は審査基準日以降ですか？ ・ <u>成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がいずれもないことが証明事項</u>になっていますか？ 	<input type="checkbox"/>
雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>領収書の写しは、保険料の支払いが確認できるもの</u>になっていますか？ ・ 健康保険、厚生年金保険の領収書は、<u>申請日から3か月以内のもの</u>ですか？ （各保険のうち一つでも加入の義務がない場合） ・ 「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書」を添付していますか？ 	<input type="checkbox"/>
暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員等氏名一覧表（第2号様式）の記載も済んでいますか？ （役員等の役職がなければ役員等氏名一覧表の提出は不要です） 	<input type="checkbox"/>
支払金口座振替依頼書及び預金通帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前払い金用の書式になっていませんか？ ・ 預金通帳の写しも添付していますか？ 	<input type="checkbox"/>
110円切手貼付の返信用封筒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宛先は記入済みですか？ ・ <u>110円切手</u>は貼りつけていますか？ <p>※専用サイトから申請書等を提出する場合は、不要です。</p>	<input type="checkbox"/>

〒252-5277

相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市役所 契約課

『小規模修繕業者名簿登載申請書』在中